

答申第21号

答 申

1 審査会の結論

平成25年4月16日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成25年4月30日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年4月16日付けで「平成20年度津市営プール事故報告書」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「津市民プール事故報告書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

そのうえで、本件公文書について、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、平成25年4月30日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

個人の氏名、生年月日、住所及び性別

(イ) 開示しない理由

個人の氏名、生年月日、住所及び性別については、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

(3) 異議申立人は、平成25年5月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

平成20年度津市営プール事故報告書の氏名、生年月日、住所及び性別を公開しないのは、条例第9条の趣旨に反していて、事故情報は全部開示すべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

本件公文書のうち、個人の氏名、生年月日、住所及び性別については、条

例第7条第2号（個人情報）に該当する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、不開示とした。

5 不開示理由等説明書に対する異議申立人の意見の概要

市の施設で発生した事故であることから、条例第9条の公益上の理由による裁量的開示に該当する。よって実施機関の不開示理由等説明書の論旨は、独自の見解に立っているもので、所論引用の主張は正当として採用することができない。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、条例第9条の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。一方、条例第9条については、開示請求に係る公文書に個人情報等の不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の利益があると認めるときは、当該公文書を開示することができるものと定めたものである。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、異議申立人が請求した、本件公文書に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分をみると、まず、「個人の氏名、生年月

日、住所及び性別」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報であることは明らかであることから条例第7条第2号に該当すると言える。

(2) 条例第9条の該当性について

本件公文書における不開示部分とされた個人情報、公共施設で発生した事故の情報に係るものである。ここで、当該個人情報が、保護される利益に優越する公益上の理由があるかどうかであるが、当該個人情報が公共施設で発生した事故の情報だからということだけでは、その理由に乏しく、実施機関が直ちに開示すべき高度な公益性を有するものであるとは認められないと考えられる。

また、高度な公益性を有するものと認める裁量的判断について、異議申立人はその理由について特に主張しておらず、事案の内容からも裁量的に開示を命ずるべき場合に該当するとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 6月25日	諮問書の受付
平成25年 8月27日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成25年10月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行
委 員	若 林 たけ子